

平成30年度 遊佐町参考となる賃借料情報

平成30年作付けの賃借料の参考額は次のとおりです。ただし、賃借料は貸し手・受け手双方の話し合いにより決定するものですのであくまでも参考額となります。

尚、賃借料の算定については、土地改良事業の償還金が長期にわたることを前提に算定しております。

▼参考賃借料（試算）

農地区分		目安の基準収量	平成29年度 参考賃借料額	平成30年度 参考賃借料額	差額
田	1等級	600kg	17,000円	17,000円	0円
	2等級	570kg	15,000円	15,000円	0円
	3等級	520kg	11,000円	11,000円	0円
	4等級	440kg	5,000円	5,000円	0円
畑	普通畑		2,000円	2,000円	0円
	砂丘畑		6,000円	6,000円	0円

※・参考額は転作を加味した賃借料です。

- ・土地改良区費の内、水利費は借り手負担、工事費は貸し手負担として賃借料を算定しています。
- ・本表の賃借料は、基盤整備が完了した30アール区画の圃場で標準的な農作業を行った場合の金額です。未整備の場合、圃場条件が異なる場合は、双方話し合いの上、決定してください。
- ・農産物の価格、生産費等の上昇・低下等の事情変更がある場合、契約途中でも賃借料を見直すことができます。

▼平成29年 実勢賃借料情報（平成29年1月～12月）

（単位：円/10a）

農地区分		平均額	最も多く締結 された単価	最高額	最低額	契約 筆数
田	620・610 の区域	17,600円	17,000円 (内247筆)	25,000円 (内3筆)	1,000円 (内1筆)	529筆
	580・560 の区域	10,800円	10,000円 (内231筆)	20,000円 (内1筆)	100円 (内1筆)	288筆
	540・520・ 500の区域	10,600円	13,000円 (内41筆)	20,000円 (内2筆)	1,000円 (内15筆)	142筆
	480の区域	8,500円	5,000円 (内2筆)	13,000円 (内1筆)	5,000円 (内2筆)	4筆
(参考) 町全域		14,100円	-	-	-	963筆
畑	普通畑	2,900円	2,000円 (内15筆)	17,000円 (内1筆)	1,900円 (内1筆)	27筆
	砂丘畑	7,500円	5,000円 (内4筆)	17,000円 (内2筆)	5,000円 (内4筆)	10筆
	(参考) 町全域		5,100円			

【賃借地の土地改良区費の取り扱いについて】 土地改良区の賦課金は、工事費(特別賦課金)については所有者(貸し手)負担、水利費や管理費(經常賦課金)については耕作者(借り手)負担が原則です。 支払い方法等については当該者間でご相談ください。	名称	經常賦課金	維持管理費	計
	月光川 土地改良区	3,800円	-	3,800円
		納期・・・5月(全額)		
	日向川 土地改良区	3,700円	1,700円	5,400円
納期・・・賦課金:5月・10月1/2ずつ 管理費:5月				

賃借料の決定に際しては、当事者間で十分な話し合いを行い、適正な額で決定してください。（遊佐町農業委員会 ☎72-5890）

実りある積み立てをしませんか？ 老後の備えは農業者年金で安心！！